

# 令和元年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和2年8月14日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	<b>措置済：26件</b> <b>未措置：0件</b> <b>未報告：0件</b>
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 ( 監査結果報告書の記載内容 )	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
1	総務課	措置済	<b>【債権管理】</b> 債権徴収計画書が作成、提出されていない。市債権管理条例第6条には毎年度徴収計画を策定しなければならない旨が規定され、市債権管理条例施行規則第4条においては策定期日や様式が規定されているが、その徴収計画書が作成されていない事例が認められた。条例等に基づき、速やかに作成されたい。	定期監査	令和元年度の債権徴収計画を作成しました。
2	総務課	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 残高ゼロや利用されていない通帳がある。使用していない通帳等は、一般的にその管理への関心度が低くなるため紛失等に気づきにくくなる。また、不祥事案に利用されるリスクも高くなることから、速やかに整理し、解約等を行われたい。	定期監査	現在使用していない2つの通帳について解約をしました。
3	債権管理課	措置済	<b>【債権管理】</b> 徴収計画に一部記載漏れ、報告漏れが見受けられた。債権管理条例施行規則第4条には様式が定められている。また、三木市債権管理・回収組指針には、その徴収計画を財政課に提出することとなっていることから、定められた様式により必要な事項を記載し、財政課へ提出されたい。	行政監査	債権管理計画を作成していない所属に対して、速やかに作成するよう求め、財政課においてとりまとめ確認を行った。（財政課からの通知）
4	市民協働課	措置済	<b>【契約手続き】</b> 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号には、当該条項を適用した契約を締結する場合、市の規則で定める手続きによることが規定されている。三木市契約規則第18条の2には、その手続き（契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等の事前の公表等）が定められているが、この規則に定める手続きがなされていない契約が認められた。市の契約規則等に基づき、適正に行われたい。	定期監査	令和2年度において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による発注・契約が予定されているものを取りまとめ、ホームページを通じて公表した。（財政課からの通知）
5	福祉課	措置済	<b>【契約手続き】</b> 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号には、当該条項を適用した契約を締結する場合、市の規則で定める手続きによることが規定されている。三木市契約規則第18条の2には、その手続き（契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等の事前の公表等）が定められているが、この規則に定める手続きがなされていない契約が認められた。市の契約規則等に基づき、適正に行われたい。	定期監査	令和2年度において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による発注・契約が予定されているものを取りまとめ、ホームページを通じて公表した。（財政課からの通知）

# 令和元年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和2年8月14日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	<b>措置済：26件</b> <b>未措置：0件</b> <b>未報告：0件</b>
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 ( 監査結果報告書の記載内容 )	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
6	福祉課	措置済	<b>【債権管理】</b> 債権徴収計画書が作成、提出されていない。市債権管理条例第6条には毎年度徴収計画を策定しなければならない旨が規定され、市債権管理条例施行規則第5条においては策定期日や様式が規定されているが、その徴収計画書が作成されていない事例が認められた。条例等に基づき、速やかに作成されたい。	定期監査	債権管理計画を作成していない所属に対して、速やかに作成するよう求め、財政課においてとりまとめ確認を行った。（財政課からの通知）
7	健康増進課	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 収入、支出の記録に不十分なところがある。収入や支出が発生したごとにその内容を複数の者でチェックしている事がわかる記録が確認できなかったものが認められた。適切に記録を残されたい。	定期監査	準公金の収入や支出が発生するごとにその内容を2名の職員で確認し押印、その後課長が最終のチェックを行い押印する。その記録については、適正な管理が示せるよう書類を整え、記録するものとする。
8	商工振興課	措置済	<b>【契約手続き】</b> 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号には、当該条項を適用した契約を締結する場合、市の規則で定める手続きによることが規定されている。三木市契約規則第18条の2には、その手続き（契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等の事前の公表等）が定められているが、この規則に定める手続きがなされていない契約が認められた。市の契約規則等に基づき、適正に行われたい。	定期監査	令和2年度において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による発注・契約が予定されているものを取りまとめ、ホームページを通じて公表した。（財政課からの通知）
9	商工振興課	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 職員が事務局を担っている団体等の会計について、当該団体等の監事等が監査を行うこととなっているが、その会計監査の日付が会計期間の末日よりも早いものが認められた。会計期間が終了した後となるよう適切に処理されたい。	定期監査	会計監査の日付を会計期間が終了した後の令和2年4月以降に訂正した。
10	用地管理課	措置済	<b>【契約手続き】</b> 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号には、当該条項を適用した契約を締結する場合、市の規則で定める手続きによることが規定されている。三木市契約規則第18条の2には、その手続き（契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等の事前の公表等）が定められているが、この規則に定める手続きがなされていない契約が認められた。市の契約規則等に基づき、適正に行われたい。	定期監査	令和2年度において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による発注・契約が予定されているものを取りまとめ、ホームページを通じて公表した。（財政課からの通知）

# 令和元年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和2年8月14日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	<b>措置済：26件</b> <b>未措置：0件</b> <b>未報告：0件</b>
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 ( 監査結果報告書の記載内容 )	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
11	用地管理課	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 準公金の取り扱いにおいて、名義が変更されていない通帳がある。通帳の名義人が変更されず、以前の関係者のまま残されているものが認められた。管理責任が曖昧になることから速やかに更新されたい。	定期監査	通帳の名義人を変更しました。今後は、通帳の名義人が異動となった場合、速やかに変更を行います。
12	都市政策課	措置済	<b>【管理業務】</b> 所管課における指定管理者への指導監督については概ね適切に実施されていることが確認できたが、協定書等に基づく業務内容を指定管理者が遵守しているかのチェックについて、所管課が実施していることが確認できなかった。協定書等に記載された遵守すべき項目について、所管課における毎年度の履行確認を徹底し、その記録を適切に保管されたい。	財政援助団体等の監査 (指定管理)	協定書等に記載された業務内容の遵守項目（管理運営基準）については、チェックリストを作成し、指定管理者の管理状況を所管課においてチェックし、その記録を適切に保管するようにします。平成30年度、令和元年度についてはチェックを行い履行状況について問題はありませんでした。令和2年度についても毎月の定例会議等で履行状況をチェックし、適切な管理運営が行えるようにします。
13	都市政策課、 指定管理者	措置済	<b>【報告業務】</b> 月次報告書の提出について遅延がある。三木市有料スポーツ施設指定管理者基本協定書（平成30年3月締結）の第19条には、月次報告書の提出は、翌月10日までに提出することが定められているが、概ね20日頃に提出されており、遅延が認められたため改善されたい。	財政援助団体等の監査 (指定管理)	月次報告書について遅延なく翌月10日までに提出するよう改善を求めたところ、その後は遅延なく提出されています。
14	都市政策課、 指定管理者	措置済	<b>【備品管理】</b> 自動体外式除細動器（AED）の電極パッドの期限切れがある。三木市有料スポーツ施設指定管理者業務仕様書（平成29年8月）の「6 その他業務(7)」には、自動体外式除細動器（AED）の管理について規定されている。一部の施設において、自動体外式除細動器（AED）の電極パッドの期限切れが認められた。早急に交換し、常時適切な対応がとれる体制を確保するとともに定期的な点検を実施されたい。	財政援助団体等の監査 (指定管理)	自動体外式除細動器（AED）の電極パッドの期限切れが認められた4施設について、パッド交換の手配を進めたところ、機器が古く電極パッドの在庫がありませんでした。よって機器全てを交換し、設置についても完了しています。今後は定期的な点検を実施し、常時適切な対応がとれる体制を確保します。

# 令和元年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和2年8月14日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	<b>措置済：26件</b> <b>未措置：0件</b> <b>未報告：0件</b>
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 ( 監査結果報告書の記載内容 )	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
15	都市政策課、 指定管理者	措置済	<b>【備品管理】</b> 備品台帳の整備が遅延している。三木市有料スポーツ施設指定管理者業務仕様書（平成29年8月）の「5-1 保守管理業務（2）」には、「備品管理者別備品一覧」の整備が規定されているが、指定管理者が指定されてから1年7か月の期間が経過するものの、依然として整備されていない。指定管理方式により業務が行われるに当たっては、財産の所有権区分について明確にする必要があることから、速やかに「備品管理者別備品一覧」の整備と管理を行われたい。	財政援助団体等の監査 (指定管理)	全施設の備品について現地確認を行ったところ、老朽化しているもの要不要の判断、破損品の処分等に期間を要し、現在も作業中です。今後速やかに「備品管理者別備品一覧」を整備し、財産の所有権区分を明確にし、適切な備品管理を行うようにします。
16	都市政策課、 指定管理者	措置済	<b>【管理業務】</b> 指定管理者における協定書及び仕様書等の遵守について。三木市有料スポーツ施設指定管理者基本協定書（平成30年3月締結）の第8条第2項には、平成29年8月の指定管理者公募時に市が掲げた募集要項をはじめ、各種仕様書等にも従って業務を実施することが定められているが、その一部において遵守できていない事項が認められた。基本協定書に従い適正に実施されたい。	財政援助団体等の監査 (指定管理)	指定管理者公募時に市が掲げた募集要項や、各種仕様書等に定められた事項のうち、遵守できていない事項については、基本協定書に従い適正に実施するように指導し、実施されたことを確認しました。今後も、基本協定書に従い業務が実施されているかどうかの確認を行い、適正な業務が実施されるよう指導します。
17	水道工務課	措置済	<b>【契約手続き】</b> 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号には、当該条項を適用した契約を締結する場合、市の規則で定める手続きによることが規定されている。三木市契約規則第18条の2には、その手続き（契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等の事前の公表等）が定められているが、この規則に定める手続きがなされていない契約が認められた。市の契約規則等に基づき、適正に行われたい。	定期監査	令和2年度において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による発注・契約が予定されているものを取りまとめ、ホームページを通じて公表した。（財政課からの通知）
18	教育施設課	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 収入、支出の記録に不十分なところがある。収入や支出が発生したごとにその内容を複数の者でチェックしている事がわかる記録が確認できなかったものが認められた。適切に記録を残されたい。	定期監査	準公金の収入や支出が発生するごとにその内容を2名の担当職員で確認して押印し、その後、課長が確認して押印する。その書類については、適切に記録を残すものとする。

# 令和元年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和2年8月14日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	<b>措置済：26件</b> <b>未措置：0件</b> <b>未報告：0件</b>
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 ( 監査結果報告書の記載内容 )	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
19	教育施設課	措置済	<b>【備品管理】</b> 廊下などに配備されている消火器について、一部の学校において期限切れのものが認められた。万が一の火災発生時の初期消火対応に支障をきたすことが危惧される。毎年実施される消防用設備等点検の結果について、教育委員会と情報の共有を図られるとともに、互いに連携することで更新漏れを防がれた。	定期監査 (学校)	期限切れのあった消火器については、2月21日に交換を行いました。今後は、毎年実施している消防設備点検時に交換時期を確認するとともに、学校と情報を密にし、更新漏れが無いようにする。
20	教育・保育課	措置済	<b>【債権管理】</b> 債権管理台帳への記載について一部漏れ等がある。市債権管理条例第4条には債権管理台帳を整備する旨が規定され、市債権管理条例施行規則第3条第2項には管理する項目が規定されているが、その管理すべき項目に不十分なものが認められた。条例等に基づき、適正に行われたい。	定期監査	未整備であった滞納整理マニュアルについては、現在整備途中である。財産調査等については、債権管理課へ移管ができるよう、業務体制を整える。
21	教育・保育課	措置済	<b>【債権管理】</b> 債権徴収計画書が作成、提出されていない。市債権管理条例第6条には毎年度徴収計画を策定しなければならない旨が規定され、市債権管理条例施行規則第6条においては策定期日や様式が規定されているが、その徴収計画書が作成されていない事例が認められた。条例等に基づき、速やかに作成されたい。	定期監査	債権管理計画を作成していない所属に対して、速やかに作成するよう求め、財政課においてとりまとめ確認を行った。（財政課からの通知）
22	教育・保育課	措置済	<b>【債権管理】</b> 不納欠損処理されていないものがある。保育所保護者負担金に係る未収金の一部で、三木市財務規則第41条第1項第1号の規定により不納欠損処理をすべきところ、適正に処理されていないものが認められた。規則に基づき、適正に処理されたい。	定期監査	平成26年度以前の保育料で、時効が完成していることが確認できたものについて、令和元年度末に不納欠損処理を行った。
23	生涯学習課 (志染町公民館)	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 収入、支出の記録に不十分などところがある。収入や支出が発生したごとにその内容を複数の者でチェックしている事がわかる記録が確認できなかったものが認められた。適切に記録を残されたい。	定期監査	入金、出金ごとに複数の者が内容をチェックして押印し、その記録を保管するよう改善した。

# 令和元年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和2年8月14日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	<b>措置済：26件</b> <b>未措置：0件</b> <b>未報告：0件</b>
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 ( 監査結果報告書の記載内容 )	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
24	生涯学習課 (志染町公民館)	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 職員が事務局を担っている団体等の会計について、当該団体等の監事等が監査を行うこととなっているが、その会計監査の日付が会計期間の末日よりも早いものが認められた。会計期間が終了した後となるよう適切に処理されたい。	定期監査	会計期間の終了後に監査を行うよう、各団体を指導した。
25	農業委員会事務局	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 準公金として職員が管理している根拠が不明瞭なものが認められた。明瞭にされたい。	定期監査	指摘のあった準公金の取扱いを廃止することで関係機関・関係者と調整中です。
26	農業委員会事務局	措置済	<b>【準公金の管理】</b> 残高ゼロや利用されていない通帳がある。使用していない通帳等は、一般的にその管理への関心度が低くなるため紛失等に気づきにくくなる。また、不祥事案に利用されるリスクも高くなることから、速やかに整理し、解約等を行われたい。	定期監査	指摘のあった準公金の取扱いを廃止した後に通帳を解約します。